

## ロゴマーク使用に関するガイドライン

一般社団法人不動産特定共同事業者協議会

一般社団法人不動産特定共同事業者協議会（以下「当協議会」といいます。）は、当協議会会員（賛助会員を含みます。以下同じ。）が当協議会のロゴマークを利用する場合の手続等について、次のとおり定めるものとします。

### 1. 利用できるロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」といいます。）

当協議会会員が使用可能なロゴマークは、下記のとおりとします。

①



②



③



④



## 2. 利用者の制限

- (1) 当協議会会員に限り使用可能とします。完全親会社、完全子会社その他グループ会社であっても、当協議会から別途承認がある場合を除き、使用できません。
- (2) 当協議会を理由のいかんを問わず退会した場合は、以後ロゴマークは使用できません。直ちに使用中のロゴマークを削除してください。

## 3. 利用できる範囲

### (1) 利用許可申請不要で利用可能なもの

当協議会会員が作成する以下の項目については、本ガイドラインの内容を遵守いただくことを前提として、事前の申請なしで利用可能とします。

- ・ 名刺
- ・ 販売資料
- ・ 会社案内
- ・ コーポレートサイト
- ・ 封筒
- ・ 過去に当協議会が個別に利用許可を出した媒体

### (2) 利用許可申請が必要なもの

前記(1)に記載している項目以外の使用は想定しておりませんが、これら以外で特別な使用を検討される場合には、当協議会運営事務局にお問い合わせください。

## 4. 禁止行為

ロゴマーク使用者は、いかなる場合であっても、ロゴマークの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

- a 本ガイドラインの各規定に反して、ロゴマークを使用すること。
- b ロゴマークを変形、加工、改変すること。
- c 他社（グループ会社を含みます。以下同じ。）の媒体物（種類を問いません。）に表示すること。また、他者が当協議会会員であると誤認させる方法でを使用すること。
- d 当協議会の誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法でロゴマークを使用すること。
- e 公序良俗に反する使用をすること。
- f 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体でロゴマークを使用すること。
- g その他、当協議会がその裁量において不適切と判断する方法でロゴマークを使用すること。

## 5. 使用停止の措置等

当協議会は、ロゴマーク使用者が本ガイドラインに違反してロゴマークを使用していると認められた場合、又は当協議会の裁量で必要と判断した場合、ロゴマーク使用者に対して、ロゴマークの削除、使用停止、その他当協議会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。

## 6. 補償責任

ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用したことに起因して（当協議会がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当協議会が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当協議会の請求にしたがって、直ちにこれを補償しなければなりません。

## 7. 免責

当協議会は、ロゴマークに起因してロゴマーク使用者に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。

## 8. 本ガイドラインの変更に関する同意

当協議会は、当協議会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、本ガイドラインを変更することができます。変更後のガイドラインは、当協議会ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、ロゴマーク使用者は、変更後もロゴマークを使用し続けることにより、変更後のガイドラインの内容に同意をしたものとみなされます。

## 9. 準拠法及び裁判管轄

本ガイドラインに定めるルールの準拠法は日本法とします。また、ロゴマークに起因し又は関連して当協議会とロゴマーク使用者との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 10. ロゴマーク利用上の注意事項

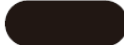
### (1) 色指定


ロゴマークは当協議会指定色で利用してください。

①、③



ロゴマーク色指定

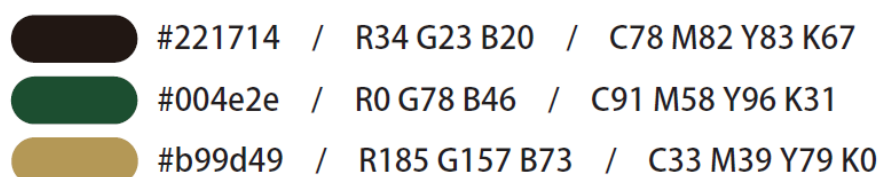
 #221714 / R34 G23 B20 / C78 M82 Y83 K67

 #afafaf / R175 G175 B175 / C36 M29 Y27 K0

②、④



#### ロゴマーク色指定



#### (2) 余白

ロゴマークを配置する周辺の情報と混同させることがないように、ロゴマークの周囲に文字や図表を配置する場合は、必ず5 mm以上の余白を設けてください。

#### (3) サイズ

ロゴマークが識別可能なサイズ以上であれば、媒体に合わせたサイズの変更が可能です。ただし、ロゴマークの縦横比を変更することはできません。

#### (4) ロゴマーク③④を使用する場合

ロゴマーク③④を使用する場合は、ロゴマーク③④が当協議会のロゴマークである旨がわかる記載が必要です。

当協議会の正式名称(以下の記載例参照)をロゴマーク③④の周囲に(離れないように)文字で記載(名刺を除く)。

##### 記載例

- ・一般社団法人 不動産特定共同事業者協議会
- ・(一社) 不動産特定共同事業者協議会
- ・不動産特定共同事業者協議会
- ・当社は (一社) 不動産特定共同事業者協議会の会員です

※ロゴマーク①②の右側(協議会名の部分)を切り離して使用すること(10.(5)参照)、またはロゴマーク③④を協議会の正式名称を周囲に文字で記載せずに使用すること(10.(4)参照)は禁止。

(5) その他の使用上の禁止事項

- a 自社のロゴマーク又は自社名より大きく表示させること。
- b 画像や図表上に配置すること。
- c 文中に挿入すること。
- d ロゴマークのデザインを模倣すること。
- e 他のデザインの一部とすること。
- f ロゴマークの編集・加工。例えば、下記の行為。
  - ・グラデーション効果等を加える
  - ・書体を変更する
  - ・回転や反転する
  - ・下線や枠線を加える
  - ・一部を切り取る、分離する

以上

(2023年4月1日施行)

(2024年11月1日改定)

**【本件に関するお問い合わせ】**

(一社) 不動産特定共同事業者協議会 事務局

メール：jimukyoku@ftkk.jp